

第 8 章

|| || || || || || || || || || || || || || ||

地震防災計画

|| || || || || || || || || || || || || || ||

### 第8章 地震防災計画

#### 第1節 総則

##### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき羽幌町における地震（津波）災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

##### 2 計画の基本方針

この計画は、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

#### 実施責任

##### ア 町

防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震（津波）災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

## 第8章 地震防災計画

### イ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、羽幌町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震（津波）災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、羽幌町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

### ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、羽幌町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### エ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震（津波）災害予防体制の整備を図り、地震（津波）災害時には応急措置を実施するとともに、羽幌町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

処理すべき事務又は業務の大綱

地震（津波）防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

### ア 町

事 務 又 は 業 務
住民の自主防災組織の育成に関すること。 地震（津波）防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 防災訓練及び地震（津波）防災上必要な教育の実施に関すること。 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 避難の勧告又は指示に関すること。 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。

第 8 章 地震防災計画

災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。  
 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。  
 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。  
 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関するこ  
 と。  
 災害弱者の擁護に関すること。  
 災害ボランティアの受け入れに関すること。

イ 羽幌町教育委員会

事 務 又 は 業 務
児童、生徒に対する地震（津波）防災に関する知識の普及に関するこ と。 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

ウ 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌開発建設部 羽幌道路維持事 業所	国道及び開発道路の整備並びに災害復旧に関するこ と。
留萌開発建設部 羽幌港湾事業所	直轄海岸の整備及び災害復旧に関すること。 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。
北海道農政事務 所地域第十一課	災害時における主要食糧の応急供給に関すること。
留萌北部森林管 理署羽幌森林事 務所	所轄国有林の治山による災害防止に関すること。 所轄国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり 防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 災害応急対策用木材の供給に関すること。
札幌管区气象台 留萌測候所	地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表 に関すること。 地震及び津波の情報、警報等の発表並びに関係機 関への通報に関すること。 地震、津波による災害防止に係る知識の普及及び 指導に関すること。

## 第 8 章 地震防災計画

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第一管区海上保安本部	<p>津波警報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</p> <p>海上における人命の救助に関すること。</p> <p>海上における船舶交通の安全の確保に関すること。</p> <p>海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</p> <p>災害時におけるり災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。</p>

### エ 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊	災害派遣出動による救援活動に関すること。

### オ 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
N T T 東日本 旭川営業支店	<p>気象官署からの津波警報を市町村に伝達する。</p> <p>災害時における電気通信の確保に関すること。</p>
北海道電力株式会社 羽幌営業所	<p>電力供給施設の防災対策に関すること。</p> <p>災害時における電力供給の確保に関すること。</p> <p>ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。</p>
羽幌郵便局 焼尻郵便局 天売郵便局	<p>災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。</p> <p>郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。</p> <p>郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。</p>

## 第 8 章 地震防災計画

### カ 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
羽幌土地改良区	土地改良施設の防災対策に関すること。 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

### キ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
オロロン農業協同組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 保険金や共済金支払いの手続きに関すること。
北るもい漁業協同組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 保険金や共済金支払いの手続きに関すること。
留萌中部森林組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 保険金や共済金支払いの手続きに関すること。
羽幌町商工会	救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
一般病院及び三師会	災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
一般運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安の確保に関すること。
電気通信事業者	災害時の電気通信の確保に関すること。

### 第2節 災害予防計画

#### 1 地震に強いまちづくり推進計画

町内における建築物、構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを行う。

##### 地震に強い町構造の形成

- ア 防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。
- イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

##### 建築物等の安全化

- ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

##### ライフライン施設等の機能の確保

- ア 上(下)水道の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

### 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

### 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

### 災害応急対策等への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

### 〔各防災関係機関〕

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

## 第8章 地震防災計画

---

### 2 防災訓練計画

具体的な計画については、「第4章 第6節 防災訓練計画」に準ずる。

### 3 津波災害予防計画

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

#### 津波災害予防

##### ア 津波危険の把握

沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

沿岸・河口部の形状、地盤高の把握

避難に当たっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握

指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査

避難所以外に避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査

その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）

危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

過去の津波の遡上高等の発掘調査、保存

##### イ 津波災害に対する広報・避難体制の整備

避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者等に伝達できるよう、広報手段を事前に整備しておくとともに、無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、「第3章 第2節 災害通信計画」参照）

### 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあることから、町は、被害予測調査結果に対応できるよう地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、高地に避難するに際して、最小の経路で避難できるような経路を指定し、避難所の適正配置や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直を行う。（避難体制の整備方法は、「第5章 第3節 避難救出計画」参照）

### ウ 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

#### 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。（防災意識啓発の推進方策は、「第4章 第7節 防災知識の普及・啓発計画」参照）

#### 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害に関する意識の啓発に努める。

#### 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

地域の実情に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

### 4 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産等を保護するため建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

#### 公共建築物

ア 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害弱者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言を行う。

#### ウ 防火管理者の設置

北留萌消防組合消防署の指導により、学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

#### 一般建築物

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

#### 〔住民〕

建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

#### 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

〔住民〕

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

### 5 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、町は道や関係機関と連携し調査研究を行うとともに、液状化対策を推進する。

#### 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

#### 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。

道地震被害予測調査によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

#### 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

#### 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

### 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

### 6 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、食料確保のためには食料の備蓄が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。具体的な計画については、「第5章 第5節 食糧供給計画」に準ずる。

### 7 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、町は関係機関と連携して、それぞれ防災知識の普及・啓発をする。

### 8 住民の心構え

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震（津波）発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

町は地震災害に備えるために、住民の心構えについてあらゆる機会を通して啓発に努める。

### 家庭における措置

#### ア 平常時の心得

地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。

がけ崩れ、津波に注意する。

建物の補強、家具の固定をする。

火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

飲料水や消火器の用意をする。

非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。

地域の防災訓練に進んで参加する。

隣近所と地震時の協力について話し合う。

#### イ 地震発生時の心得

まずわが身の安全を図る。

すばやく火の始末をする。

火が出たらまず消火する。

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。

みんなが協力しあって、応急救護を行う。

正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。

秩序を守り、衛生に注意する。

### 職場における措置

#### ア 平常時の心得

消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明解にすること。

消防計画により避難訓練を実施すること。

とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

重要書類等の非常持出品を確認すること。

不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

#### イ 地震発生時の心得

すばやく火の始末をすること。

職場の消防計画に基づき行動すること。

職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

正確な情報を入手すること。

近くの職場同士で協力し合うこと。

エレベーターの使用は避けること。

マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

### 運転者のとるべき措置

#### ア 走行中のとき

急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

## 第8章 地震防災計画

---

車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

### イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

## 9 防災訓練

具体的な計画については、「第4章 第6節 防災訓練計画」に準ずる。

## 10 自主防災組織等の育成に関する計画

具体的な計画については、「第4章 第10節 自主防災組織等の育成に関する計画」に準ずる。

## 11 災害弱者対策計画

具体的な計画については、「第4章 第9節 災害弱者対策計画」に準ずる。

## 第 8 章 地震防災計画

### 第 3 節 災害応急対策計画

#### 1 応急活動体制計画

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等応急活動体制については、「第 5 章 第 1 節 動員計画」に準ずる。ただし、地震災害時における体制配備時期については、次のとおりとする。

#### 配 備 体 制

配備体制	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (災害対策連絡会議)	第 3 非常配備 (災害対策本部)
説 明	・羽幌町内で震度 3 及び 4 の地震が発生、若しくは観測されたとき	・羽幌町内で震度 5 弱及び 5 強の地震が発生、若しくは観測されたとき ・「北海道日本海沿岸北部」に「津波注意報」が発表されたとき	・羽幌町内で震度 6 弱以上の地震が発生、若しくは観測されたとき ・「北海道日本海沿岸北部」に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたとき
主な初期活動項目	1 情報収集	1 情報収集 2 広報活動 3 避難対策	すべての対策項目
配備内容	特に関係のある課の少数人員で情報収集及び連絡調整等が円滑に行い得る体制をとる。	関係各課の所要の人員をもって当たるもので直ちに非常活動が開始できる体制とする。	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動が

第 8 章 地震防災計画

	次の動員体制に円滑に移行し得る体制とする		できる体制とする。
--	----------------------	--	-----------

ただし、震度は旭川地方気象台発表の数値若しくは、羽幌町役場に設置される計測震度計の数値による。

災害対策本部の運用は「第 5 章 第 1 節動員計画」に準ずる。

参 集 基 準

配備体制	第 1 非常配備 震度 3 及び 4 津波注意報発令なし	第 2 非常配備 (災害対策連絡会議) 震度 5 弱及び 5 強 津波注意報発令	第 3 非常配備 (災害対策本部) 震度 6 弱以上 津波警報、大津波警報発令
勤務 時間内	<p>平常業務から応急対策の配備体制に切り替える。</p> <p>庁舎外で勤務している職員は直ちに帰庁し配備体制に入るものとする。</p>	<p>平常業務から応急対策の配備体制に切り替える。</p> <p>庁舎外で勤務している職員は直ちに帰庁し配備体制に入るものとする。</p>	<p>平常業務から応急対策の配備体制に切り替える。</p> <p>庁舎外で勤務している職員は直ちに帰庁し配備体制に入るものとする。</p> <p>工事現場にいる職員は、現場の安全対策を講じた後、帰庁し配備体制に入る。</p>
配備内容	<p>初期応急対策要員は、地震情報の収集に努めるとともに、自己及び家族の安全を確保し速やかに配備体制の構築を図る。</p> <p>その他の職員は、地震情報の収集に努めるとともに、出勤指示に備えるものとする。</p>	<p>初期応急対策要員は、地震情報の収集に努めるとともに、自己及び家族の安全を確保し速やかに配備体制の構築を図る。</p> <p>その他の職員は、地震情報の収集に努めるとともに、出勤指示に備えるものとする。</p>	<p>初期応急対策要員は自己及び家族の安全を確保し速やかに配備体制の構築を図る。</p> <p>交通遮断等やむを得ない事由により、所定の場所へ参集できない職員は最寄りの指定避難所へ参集するものとする。</p>

## 第8章 地震防災計画

---

### 2 通信計画

具体的な計画については、「第3章 第2節 災害通信計画」に準ずる。

### 3 災害警備計画

具体的な計画については、「第5章 第18節 災害警備計画」に準ずる。

### 4 消防防災ヘリコプター活用計画

具体的な計画については、「第5章 第26節 消防防災ヘリコプター活用計画」に準ずる。

### 5 広域応援計画

具体的な計画については、「第5章 第27節 広域応援計画」に準ずる。

### 6 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画

具体的な計画については、「第5章 第21節 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

### 7 労務供給計画

具体的な計画については、「第5章 第16節 労務供給計画」に準ずる。

### 8 防災ボランティア活用計画

具体的な計画については、「第5章 第22節 ボランティア受け入れ計画」に準ずる。

### 9 災害救助法の適用及び運用計画

具体的な計画については、「第5章 第30節 災害救助法の適用計画」に準ずる。

### 10 地震、津波情報の収集・伝達計画

具体的な計画については、「第6章 第4節 津波応急対策計画」に準ずる。

### 11 災害情報等の収集・伝達計画

具体的な計画については、「第3章 第1節 気象予警報等の伝達計画」に準ずる。

### 12 災害広報計画

具体的な計画については、「第 5 章 第 2 節 災害広報計画」に準ずる。

### 13 避難対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第 3 節 避難救出計画」に準ずる。

### 14 救助救出計画

具体的な計画については、「第 5 章 第 3 節 避難救出計画」に準ずる。

### 15 地震火災等対策計画

#### 消防活動

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、「第 4 章 第 5 節 消防計画」に準ずる。

#### ア 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。

特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### イ 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難経路確保の消防活動を行う。

### ウ 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

- (ア) 住宅密集地域の火災危険区域
- (イ) 崩壊危険箇所
- (ウ) 津波等による浸水危険区域
- (エ) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### エ 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先する。

### オ 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

### カ 救命処置を要する要救助者優先

障害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

### キ 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

### ク 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助を行う。

### 水防活動

水防活動に関する応急対策については、「第 4 章 第 4 節 水防計画」に準じて行う。

#### 被災建築物に対する応急危険度判定の実施

被災建築物等の応急危険度判定を速やかに実施するため、建築物等の危険度の判定ができる技術者により判定を実施する。

また、必要に応じ道に対し、技術者派遣についての支援を要請する。

### 16 津波災害応急対策計画

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

#### 情報の伝達

町は「津波注意」の津波注意報が発表された場合は、警戒巡視体制をとり、海面監視を行うとともに磯釣りは行わないよう広報する。その際、対象者に漏れなく、災害弱者にも配慮した分かりやすい伝達を心がける。

#### 〔北海道〕

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。また、市町村が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施することになっている。

#### 〔北海道警察本部〕

旭川地方気象台が津波予報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救助救出及び避難誘導、災害応急対策に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施するものとする。

#### 〔留萌海上保安部〕

津波の警戒、避難の援助、遭難船の救助等海上における必要な措置を実施するものとする。

#### 津波の警戒

ア 町は、旭川地方気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に対する警戒体制をとる。

## 第8章 地震防災計画

---

イ 海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

〔北海道〕

漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波警報の収集、伝達を行うこととなっている。

〔北海道警察本部〕

沿岸を管轄する警察署長は、沿岸の警戒警備に当たるものとする。

〔留萌海上保安部〕

緊急通信等により、船舶に対し、津波予報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知するものとする。

避難

避難の勧告、指示については、「第5章 第3節 避難救出計画」に定めるところによるが、特に、津波警報が発表されたときには、町長は、直ちに住民等に対し避難の勧告又は指示を行う。ただし、町長に事故あるときは助役がその職務を代理する。

なお、漁船及び船舶は、津波予報が発表された場合、又は津波発生のおそれがある場合は、港外へ避難し又は岸壁に固定若しくは陸上に引き上げ固定する。乗組員は、安全な場所に避難し、人命を最優先した措置を講ずる。

災害状況の把握及び海上交通安全の確保

町は、正確・迅速な災害状況の把握に努め、関係機関と連携して海上交通安全の確保を図る。

## 第8章 地震防災計画

---

〔道、道警察本部及び留萌海上保安部〕

航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集に当たり、防災関係機関に通報することとしている。

〔留萌海上保安部〕

- ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行うものとする。
- イ 港内等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

## 第8章 地震防災計画

---

### 17 交通応急対策計画

具体的な計画については、「第5章 第12節 交通応急対策計画」及び「第11節 障害物除去計画」に準ずる。

### 18 輸送計画

具体的な計画については、「第5章 第15節 輸送計画」に準ずる。

### 19 医療救護計画

具体的な計画については、「第5章 第9節 医療及び救護計画」に準ずる。

### 20 災害弱者への緊急支援計画

具体的な計画については、「第4章 第9節 災害弱者対策計画」に準ずる。

### 21 避難所の運営計画

具体的な計画については、「第5章 第3節 避難救出計画」に準ずる。

### 22 食料供給計画

具体的な計画については、「第5章 第5節 食糧供給計画」に準ずる。

### 23 給水計画

具体的な計画については、「第5章 第7節 給水計画」に準ずる。

### 24 衣料、生活必需物資供給計画

具体的な計画については、「第5章 第6節 衣料、生活必需物資供給計画」に準ずる。

### 25 防疫計画

具体的な計画については、「第5章 第10節 防疫計画」に準ずる。

### 26 廃棄物処理等計画

地震（津波）災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜の処理、放浪犬の処理等（以下「廃棄物等処理の処理」という。）の業務に関する計画は、次のとおりである。

### 廃棄物の処理

被災地における廃棄物の処理は、町で実施するが、倒壊家屋等の災害廃棄物の発生、廃棄物処理施設の被災等により、町のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

〔北海道〕

ア 留萌保健所長は、被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、器機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

### 廃棄物等の処理方法

ア 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

イ 死亡獣畜処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場（以下「処理場」という。）において行うものとする。ただし、移動及び運搬できないものについては、留萌保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

### 放浪犬の処理

ア 放浪犬は捕獲して適当な場所に収容する。

イ 住民に対し、放浪犬を収容している旨の周知を図る。

27 文教対策計画

具体的な計画については、「第5章 第17節 文教対策計画」に準ずる。

28 住宅対策計画

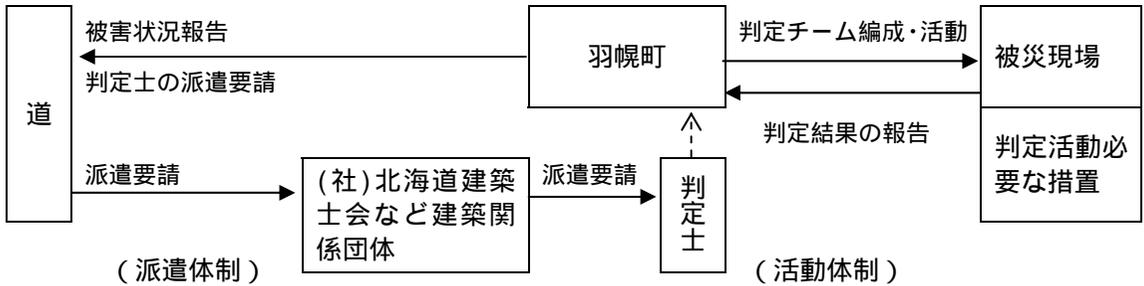
具体的な計画については、「第5章 第23節 住宅対策計画」に準ずる。

29 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、町は地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に応急危険度判定の結果を知らせるとともに、その対策を講ずる。

応急危険度判定の活動体制

町は、道及び建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。要請の方法及び判定活動の体制は、次のとおりとする。



応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

### イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

### エ 判定結果の広報

町は、判定結果を住民に確実に伝達し、安全性の確保に努める。

### オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第 8 章 地震防災計画

---

### 30 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

具体的な計画については、「第 5 章 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に準ずる。

### 31 災害義援金募集（配分）計画

具体的な計画については、「第 5 章 第31節 災害義援金募集（配分）計画」に準ずる。

### 32 水道施設災害応急対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第 8 節 上水道施設対策計画」に準ずる。

### 33 電力施設災害応急対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第32節 電力施設災害応急対策計画」に準ずる。

### 34 ガス施設災害応急対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第33節 ガス施設災害応急対策計画」に準ずる。

### 35 電気通信施設災害応急対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第34節 電気通信施設災害応急対策計画」に準ずる。

### 36 道路・河川等公共施設災害応急対策計画

具体的な計画については、「第 5 章 第24節 応急土木対策計画」に準ずる。

### 第4節 災害復旧計画

#### 1 復旧・復興の基本方針の決定

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずる。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の現状復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施する。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、町は関係機関等と相互に緊密な連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施する。

#### 2 公共施設等災害復旧計画

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧や災害によって生じたがれき等の適切な処理が求められる。また、関係機関とも協力して、可能な限り迅速な現状復旧を図る。

具体的な計画については、「第7章 2 復旧事業計画」に準ずる。

#### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担及び補助を受けながら実施する。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置をとり、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

### 5 財政、金融等に関する計画

地震（津波）災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道並びに防災関係機関と協力して、住民の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

#### 実施計画

#### ア 一般住宅復興資金の確保

町は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

#### イ 中小企業等金融対策

町は、道保証協会、金融機関等と協議して災害融資制度を活用し、中小企業等の災害復旧資金を確保する。

#### ウ 農林水産業等金融対策

具体的な計画については、「第7章 4 農林漁業応急融資」に準ずる。

#### エ 民生関係資金の貸付け等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、世帯更生資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

具体的な計画については、「第7章 5 生活確保資金の融資」に準ずる。

## 第 8 章 地震防災計画

---

### 財政対策

- ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- イ 町及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

## 第8章 地震防災計画

### 第5節 被害想定

#### 1 基本的な考え方

羽幌町に被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、留萌沖、後志沖及び石狩などの一帯を震源とする場合において考えられる。

##### 留萌沖

留萌沖では、1910年、1918年、1947年にM 6 クラス程度の被害地震が起きており、地震活動は比較的高い。また、隣接する積丹半島沖でも、1792年、1959年にM 6 クラスの被害地震が起きている。

この地域は、中程度の津波を見込む必要がある。

##### 後志沖

日本海東縁部では、1833年酒田沖地震（M7. 4）、1940年積丹半島沖地震（M7. 5）、1964年新潟沖地震（M7. 5）、1983年日本海中部地震（M7. 7）などが発生し、いずれも大津波が来襲している。

##### 石狩

地震活動は高くないが、1834年に石狩川河口付近でM6.4 の被害地震が起きている。札幌市に隣接している地域であることから、地震による影響は極めて大きい。

#### 2 地震想定

本計画において想定する地震は、次に示すような震央位置及び規模を想定して被災危険度を算定した。

地域名	位	置	規 模
留萌沖	北緯44度	東経 141度	M7.0
後志沖	北緯43度	東経 139度	M7.75
石狩	北緯43.25 度	東経141.25度	M6.75

3 気象庁震度と計算震度の関係

気象庁震度と計算震度の関係は、次表のとおりである。

気象庁震度	計算震度
2 ( )	1.5 ~ 2.4
3 ( )	2.5 ~ 3.4
4 ( )	3.5 ~ 4.4
5 ( )	4.5 ~ 5.4
6 ( )	5.5 ~ 6.4

4 被災危険度分布

留萌沖地震

この地震はM7でかつ震源が沖合いであるため、震度 の地域は増毛町のみである。羽幌町から厚田村にかけての海岸沿いの地域が震度 となる。札幌市の震度は4.0である。

一次被害については留萌を中心に危険度が高くなっているが、二次、三次被害では札幌市の方が高くなっているのが特徴である。

後志沖地震

この地震はM7.75と大きいが、はるか沖合いに震源を想定していることから震度 となるのは瀬棚町周辺の海岸沿いの町村である。次いで震度 の地域が積丹半島から渡島半島にかけて広がる。震度 以上の範囲は広く、道東を除く北海道の全域に広がっている。

一次被害は瀬棚町を中心とした地域での危険度が高い。二次被害については札幌市、室蘭市、函館市での危険度も高くなっているのが特徴である。

石狩地震

この地震はM6.75と規模は小さいが、大都市札幌圏を直撃する地震として特に重要な地震である。札幌市、小樽市、石狩市、厚田村と石狩湾を取り囲む地域で震度 と

なっている。

マグニチュードがあまり大きくないため、危険度の高い地域は札幌市付近に限定されている。札幌市、小樽市、石狩市、当別町などの市町での危険度が特に高く、さらに詳細な検討が必要である。

これらの市町についてクローズアップしてみると、近距離地震であることから、地域内での震源距離の違いは無視できない。一方、地域内の特性も大きく異なる。

例えば、札幌市についてみれば、市域も広く、地盤条件も軟弱な泥炭地から山間部までを含むなど、自然条件や人口密度、土地利用形態などの人文条件も大きく異なる。今後、これらのミクロな条件を考慮したきめ細かな被災危険度の想定やマイクロゾーニングを進める必要がある。

### 5 地震による液状化予想

道は、平成7年に「北海道地盤液状化予測地質図」を作成し、既往の地震の経験及び最近の地形・地質の調査及び研究から、液状化の発生が予測される地域が、全道の広範囲に分布することを明らかにした。

それによると、本町は、過去において液状化の発生は見られていないが、想定地震による液状化予測範囲に含まれている。しかも、可能性の高い地域に含まれており（ただし、山地・内陸盆地など河川の上流域では可能性は低い）、対策を講ずる必要がある。

液状化現象と被害の発生機構については、1950年代より研究されているが、いまだ十分に解明されているわけではなく、その予測手法と対策手法についても発展段階である。

町は、道、各防災関係機関及び大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

### 6 羽幌町における想定地震津波

1993年7月12日に起こった北海道南西沖地震は、関東大震災に匹敵する地震であり、奥尻島及び渡島半島南西部の沿岸に巨大な津波が来襲したことから、多数の犠牲者と甚大な被害を被ることとなった。北海道が行った想定地震が発生した場合の津波水位等の予測結果は、次の通りである。

#### 留萌沖地震津波

##### ア 津波の伝播状況

津波は早いところ（雄冬）で9分で来襲し、同心円状に広がり発生からほぼ1時間程度で沿岸部全域に到達する。

また、各地点で津波第1波水位と最大津波水位に差がないことから、最大津波水位とほぼ等しい津波第1波に十分注意が必要である。

##### イ 津波水位

苫前から鬼鹿までの海岸には2m以上の津波が来襲し、また、震源から遠く離れた厚田から手稲、余別から神恵内までの海岸でも1.5mの津波が来襲する。震源から離れていても津波の警戒は必要である。

#### 後志沖地震津波の場合

##### ア 津波の伝播状況

津波発生後5分ですでに奥尻島及び茂津多岬（須築川河口）、瀬棚周辺に到達する。また、津波発生後10分には渡島半島沿岸部大成町から江差町に至る沿岸部にも第1波が到達し、30分程度で沿岸部全域に到達する。

#### 石狩地震津波

##### ア 津波の伝播状況

津波発生後25分程度で石狩湾全域に津波が広がり、震源が石狩湾内のため湾内で多重反射する。しかし湾を出た津波は急速に衰える。

##### イ 津波水位

震源が湾内のため、湾内の地域では津波水位も高く、厚田から石狩の沿岸では

## 第 8 章 地震防災計画

---

1 m を越える津波が来襲する。また、震源に近い石狩湾新港では地震発生と同時に 90cm 程度の津波が来襲する。